

報酬等の額の改定等にかかる意見（欠席委員より）

※審議会（第 3 回）を欠席予定の委員に対し、以下の点について事前に意見提出を求めた。

- ① 月額・期末手当の改定額について（諮問及び意見聴取対象者）
- ② 改定適用時期について
- ③ 答申に附記すべき事項について

■前川委員からの意見（要旨）

① 月額：すべての者をプラス 0.3%増額

- ⇒ ・合併以降に改定なし。予算措置的な観点も含め、今回、人事委勧告の一般俸給表改定率により改定。
・議員等の報酬月額は、将来的に見直しを行ってもよいのではないかと。

期末：すべての者をプラス 0.05 月分増額

② 月額は平成 28 年 4 月 1 日、期末手当は平成 27 年 12 月 1 日より実施。

- ⇒ BRT 導入の市民の不満も考慮。冬場の運行にも関心が高い。月額は実施時期を遅らせてはどうか。

■宮沢啓嗣委員からの意見（要旨）

① 月額：すべての者をプラス 0.3%増額

- ⇒ ・特別職の改定が勧告を前提としているなら、一般職の給与体系の延長線上と考え、勧告を踏まえたものとすべき。現状の給与体系を前提に、一律改定。教育長等も同様。
・類似都市に見劣りするが、引き上げ額が小さく、給与体系の是正は不可。別に議論する委員会等を設け、数年計画で是正していく必要。

期末：すべての者をプラス 0.05 月分増額

② 月額は平成 28 年 1 月 1 日、期末手当は平成 27 年 12 月 1 日より実施

- ⇒ ・勧告を踏まえ、年度内実施が望ましい。
・特別職は遡らないとのことだが、改定を 2 月議会まで待つのなら、遡ることとすべき。

③ ・類似都市との比較でも低位であり、審議の過程では給与体系の是正が必要との意見もある。

- ・今後の人口減少が予想される中では、財政状況を悪化させることなく、一般職や特別職の報酬等の額のあり方を考えていく必要があるとあり、財政全体の健全性維持の為の指標を明示する中で議論されるのであれば、市民からも一定の理解が得られるものとする。